

第三十二条第三項を削る。
 (測量法施行規則の一部改正)
 第二十七条 測量法施行規則(昭和二十四年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。
 第九条の次に次の一条を加える。
 (測量に関する専門の養成施設の指定)
 第九条の二 法第五十条第三号及び法第五十一条第三号の規定による指定は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八十八条の二に規定する文教研修施設又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条に規定する学校法人が設置する学校のほか、次に掲げる基準に適合すると認められる者が設置する養成施設について行う。
 一 職員、測量に関する専門の知識及び技能を修得した者を養成する業務(以下「養成業務」という。)の実施の方法その他の事項について養成業務の実施に関する計画が養成業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 二 前号の養成業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 三 養成業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行つることによつて養成業務が不公平になるおそれがないこと。

2 前項各号の基準に適合すると認められる者が設置する養成施設として法第五十条第三号及び法第五十一条第三号の規定による指定を受けたもの設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに養成業務の名称は、次のとおりとする。

養成施設の設置者	主たる事務所の所在地	養成業務の名称
財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	測量に関する専門の知識及び技能の講習

(気象業務法施行規則の一部改正)
 第三十二条 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。
 第三十二条を次のように改める。

第三十二条 指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日は、次のとおりとする。

名称	住所	試験事務を行う事務所の所在地	試験事務の開始の日
財団法人気象業務支援センター	東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地	東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地	平成六年五月十八日

2 法第二十四条の十五第二項の公示(試験事務の全部又は一部の廃止の許可に係るものを除く。)(法第二十四条の十六第三項の公示(指定の取消しに係るものを除く。))及び法第二十四条の十七第二項の公示は、官報で告示することによつて行つ。

第四十五条中、「第三十二条」を、「第三十二条第二項」に、「法第二十四条の七第一項及び第三項、第二十四条の十五第二項、第二十四条の十六第三項並びに第二十四条の十七第二項」を、「法第二十四条の十五第二項の公示(試験事務の全部又は一部の廃止の許可に係るものを除く。)、法第二十四条の十六第三項の公示(指定の取消しに係るものを除く。))及び法第二十四条の十七第二項」に改める。

附則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第七十三号

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号)(附則第三条の規定を実施するため、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十日

国土交通大臣 林 寛子

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令(指定の基準)
 第一条 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)(附則第三条の規定による指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
 一 職員、講習事務の実施の方法その他の事項についての講習事務の実施に関する計画が講習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 二 前号の講習事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 (公示)

第二条 改正法附則第三条の規定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の種類は、次のとおりとする。

講習を実施する者	主たる事務所の所在地	講習の種類
財団法人日本船舶職員養成協会	東京都千代田区麹町四丁目五番地	二級海技士(通信)電子通信移行講習 三級海技士(通信)電子通信移行講習
財団法人尾道海技学院	広島県尾道市栗原東二丁目十八番四十三号	二級海技士(通信)電子通信移行講習 三級海技士(通信)電子通信移行講習
社団法人中国船舶職員養成協会	広島県広島市南区元宇品町四十一番十八号	二級海技士(通信)電子通信移行講習 三級海技士(通信)電子通信移行講習
財団法人閩門海技協会	山口県下関市東大和町二丁目三番二十五号	二級海技士(通信)電子通信移行講習 三級海技士(通信)電子通信移行講習

附則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第七十四号

浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第六号)及び建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成十三年政令第四十二号)の施行に伴い、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項(同法第八十七条第一項、第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。))及び同条第七項並びに第六十八条の十一第一項(同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十日

国土交通大臣 林 寛子

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

(建築基準法施行規則の一部改正)

第一条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表一(イ)の項中、「尿尿浄化槽」の下に、「又は合併処理浄化槽」を加え、同条第四項の表(ロ)の項中、「受けたもの」の下に、「又は合併処理浄化槽で令第三十五条第一項の認定を受けたもの」を、「認定書の写し」の下に、「又は令第三十五条第一項の認定に係る認定書の写し」を加え、同条第五項の表一(三)の項中、「尿尿浄化槽」の下に、「又は合併処理浄化槽」を加える。

第二条の二第一項第八号中、「尿尿浄化槽」の下に、「若しくは合併処理浄化槽」を加える。

第十条の五の四第一号中、「及び尿尿浄化槽」を、「尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽」に改める。

別表第一(第十条の五の九、第十条の五の十四関係)(六)の項中、「尿尿浄化槽」の下に、「又は合併処理浄化槽」を加える。